

## 年金委員の扉

## 年金委員<sup>し</sup>知<sup>た</sup>め<sup>ため</sup>の<sup>ため</sup>情報 (8)

### 社会保険の被扶養者認定の取扱いが変わった！

年金委員のみなさんが知っておくためになる「年金委員<sup>し</sup>知<sup>た</sup>め<sup>ため</sup>の<sup>ため</sup>情報」。今回のテーマは「社会保険の被扶養者認定の取扱いが変わった！」です。本誌「トピックス」では今回、厚生労働省の「年収の壁」対応策を取り上げましたが、それに関連して、「130万円の壁」解消策の一環として、厚労省が決めた「社会保険の被扶養者認定の取扱いの変更」について、詳しく見ておきましょう。

#### ●社会保険の被扶養者認定は労働契約内容に記載の賃金から見込まれる年間収入で判断

「130万円の壁」への対応策として、厚労省は、毎年の被扶養者認定の時に人手不足による対応として労働時間延長等に伴い一時的に年収が130万円以上となった場合には、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書などに加え、一時的な収入である旨の事業主の証明を添付することで、原則として連続2回までは引き続き扶養に入り続けることを可能としました。

それに加え、社会保険の被扶養者認定を労働契約内容に記載の賃金から見込まれる年間収入で判断することにしました。具体的には、令和8年4月1日以降は、被扶養者に認定される年間収入が、「労働条件通知書」など労働契約内容がわかる書類に記載の賃金から見込まれる年間収入が130万円未満であり、かつ、他の収入が見込まれない場合は、(1)扶養認定を受ける方が被保険者と同一世帯に属している場合は被保険者の年間収入の2分の1未満、(2)扶養認定を受ける方が被保険者と同一世帯に属していない場合は被保険者からの援助による収入額より少額——の場合であれば、原則として被扶養者に該当するものとして取扱うとしました。

これにより、今後1年間の収入見込みで判断していた従来の認定では基準額を超えていても、労働契約のときに超えていなければ、被扶養者に認定される可能性があることとなります。

なお、認定にあたっては、「被扶養者(異動)届」(図)に、(1)労働契約内容がわかる書類、(2)扶養認定を受ける方からの「給与収入のみである」旨の申立書を添付して提出します。

#### ◆図 被扶養者(異動)届

## 年金委員の扉

### 地域型年金委員のお仕事 (8)

#### 年金委員は日本年金機構の「広報年間スケジュール」にもとづいて広報活動している

地域型年金委員のみなさんは、お住いの地域で日々、年金制度のことについて広報されていることでしょう。今回のテーマは「年金委員は日本年金機構の「広報年間スケジュール」にもとづいて広報活動している」です。

日本年金機構では毎年度事業計画をつくり、年金事業を行っています。令和8年度も事業計画を作成し、広報活動についても「年間スケジュール」を策定しています。そのなかには、地域型年金委員向けの広報テーマも位置づけられています。地域型年金委員の令和8年度広報年間スケジュールについて見ておきましょう。

#### (1) 地域型年金委員の広報スケジュールは日本年金機構の事業計画にリンク

年金委員は、国の年金制度の広報を無計画にやっているわけではありません。国の年金制度の運営をまかされている日本年金機構の事業計画に基づき、それにあわせてタイムリーな時期を見計らって、広報活動を展開しています。

機構では、一年を通じて実施している事業の広報として令和8年度は、○予約年金相談、○電子申請・電子送付（事業所向け／個人向け）、○ねんきんネットとマイナポータル連携、○老齢年金ターンアラウンド請求書の送付——などをあげています。

一方、時期を決めた広報としては、○実施時期に合わせた制度改正等の内容（4月には年金額の改定、在職老齢年金の見直しなど）、○手続書類等の発送時期に合わせた手続きの手引き——などです。

#### (2) 令和8年度の地域型年金委員向け広報年間スケジュール

年金委員は機構の事業計画に基づき、広報を行っていると言いましたが、その関連で令和8年の地域型年金の広報年間スケジュールを見ておきます。

機構の広報関連の主な事業計画	地域型年金委員の広報テーマ
<b>【令和8年】</b> ○（6月上旬～）統合通知書の発送  ○（7月上旬～）免除・納付猶予申請書の提出 ○（9月上旬～）扶養親族等申告書の発送・電子申請  ○（10月下旬～）控除証明書の発送（年末調整等で利用）  ○（11月・11月30日）ねんきん月間・年金の日 <b>【令和9年】</b> （1月上旬～）源泉徴収票の発送（確定申告等で利用） （2月上旬～）控除証明書の発送（確定申告等で利用）	<b>【令和8年】</b> ○（4月下旬～）20歳到達者向け制度周知 ○（6月上旬～）統合通知書の発送 ○（6月上旬～）「わたしと年金」エッセイの募集開始（11月の「ねんきん月間・年金の日」に受賞者表彰） ○（7月上旬～）国民年金産前産後免除制度の周知 ○（9月下旬～）扶養親族申告書の発送・電子申請／年金生活者支援給付金制度の周知（給付金の支給年度は10月開始） ○（10月下旬～）ねんきん月間（11月）・年金の日（11月30日・いいみらい）の取組内容の広報 ○（11月下旬～）年金予約相談／ねんきんネット <b>【令和9年】</b> （1月中旬～）源泉徴収票の発送（確定申告等で利用） （2月上旬～）国民年金保険料の口座振替等利用勧奨